

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第七十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百二十二条第一項の規定に基づき、沿岸くろまぐろ漁業について、次のとおり指示する。

令和四年十二月一日

日本海・九州西広域漁業調整委員会 会長 田中 栄次

日本海・九州西広域漁業調整委員会による沿岸くろまぐろ漁業の承認に係る委員会指示

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「日本海・九州西海域」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第一百五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する日本海・九州西海域

(2) 「沿岸くろまぐろ漁業」 次に掲げる漁業のいずれにも該当しない漁業であつて、動力漁船によりくろまぐろをとることを目的とする漁業

イ 法第六十条第三項に規定する定置漁業

ロ 法第六十条第五項に規定する共同漁業

ハ 法第六十条第七項に規定する入漁権に基づき営む共同漁業

二 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第二条各号、第七十条各号又は第七十七条第一項第二号若しくは第三号に掲げる漁業

業

ホ 法第五十七条第一項の規定により道府県知事が定める規則に定める知事許可漁業のうち、次に掲げる漁業

(イ) 小型定置漁業

(ロ) 小型定置網漁業

(ハ) 底建網漁業

(三) 別表1の上欄に掲げる県における下欄に掲げる漁業

ヘ 法第一百二十条第一項に規定する海区漁業調整委員会の指示による漁業であつて、別表2の上欄に掲げる道県における下欄に掲げる漁業

2 操業の禁止

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に、日本海・九州西海域に

において、沿岸くろまぐろ漁業を営んではならない。ただし、3又は4の規定による日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたときは、この限りでない。

3 操業の承認

(1) この指示の有効期間の開始の日の前日（令和四年十二月三十一日）において、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第六十三号の3の(1)又は4の(4)若しくは(5)の規定による委員会の承認を受けて沿岸くろまぐろ漁業を現に営んでいる者（以下「旧被承認者」という。）で、次に掲げるイからニまでの条件を満たす者は、令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に、日本海・九州西海域において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする場合には、使用する船舶ごとに、令和五年二月十日までに申請して、委員会の承認を受けることができる。

イ 令和三年一月一日から令和四年十二月三十一日までの間に、くろまぐろの漁獲実績を一キログラム以上有すること。

ただし、前段に該当しない場合であつて、申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による、当該都道府県の水産政策上、旧被承認者に係る承認を保持する必要があり、かつ当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書がある場合は、この限りではない。

ロ 申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による、くろまぐろの採捕に係る都道府県知事が行う採捕停止命令に明らかに従わない漁業者ではない旨の意見書があること。

ハ 法第一百二十二条第四項で準用する同法第一百二十条第十一項の規定に基づく農林水産大臣の命令が出された日又は承認を取り消された日から1年を経過していない者ではないこと。

二 申請者が、次の①から③までのいずれにも該当しないこと。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくかつた日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- ② 法人であつて、その役員又は使用人（操船又は漁ろうを指揮監督する者をいう。）の中に暴力団員等に該当する者があるもの
- ③ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(2) 令和五年二月十日までに旧被承認者から当該承認に係る地位を承継して、日本海・九州西海域において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする者で、当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書がある場合は、旧被承認者に代わって、(1)の規定による承認を受けることができる。この場合、(1)のイ及びロの条件は適用しない。

い。

(3) (1)の規定による承認の申請は、別記様式第一号による承認申請書に漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）第十条第一項の規定による登録の謄本（以下「原簿謄本」という。）及び別記様式第五号による誓約書を添え、更に(2)の規定による申請の場合にあつては、旧被承認者が現に所持している承認証及び別記様式第三号による廃業届を添えて委員会事務局に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。

4 承認証の交付と変更等

- (1) 委員会は、3の(1)又は4の(2)若しくは(4)の承認をしたときは、その被承認者（以下「現被承認者」という。）に別記様式第一二号による承認証を交付する。
- (2) 現被承認者は、承認申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、委員会に変更の申請をし、その承認を受けなければならない。
- (3) (2)の規定による変更の申請は、別記様式第一号による承認申請書に、現に所持している承認証を添え、更に船名又は船舶総トン数の変更に係る申請の場合には、原簿謄本を添えて、委員会事務局に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。
- (4) 委員会は、現被承認者から、当該承認の期間中に、当該承認に係る地位を承継しようとする者が、3の(1)ハ及びニの条件を満たし、当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書を添えて当該承認の承継の申請をした際は、これを承認しなければならない。
- (5) (4)の規定による承認の申請は、別記様式第一号による承認申請書に、現被承認者が現に所持している承認証、別記様式第三号による廃業届、別記様式第五号による誓約書及び原簿謄本を添えて委員会事務局に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。
- (6) 現被承認者は、当該漁業を廃止するときは、速やかに、別記様式第三号による廃業届に、現に所持している承認証を添えて、委員会事務局に届け出なければならぬ。

5 承認証の再交付の申請

(1) 承認を受けた者は、承認証を亡失し、又は毀損したときは、別記様式第四号による承認証再交付申請書を委員会事務局に提出し、その再交付を受けなければならぬ。

(2) 3の(3)並びに4の(3)、(5)及び(6)に規定する現に所持している承認証について、亡失又は毀損により委員会事務局に提出することが困難な場合は、別記様式第四号による承認証再交付申請書の提出をもつて、これに代えることができるものとする。

6 承認の取消し等

(1) 委員会会長はこの指示に違反した者への対応及び処分方針について別に定めるものとする。

(2) 委員会は、承認を受けた者が、次のいずれかに該当する場合は、承認を取り消すものとし、当該取消しを受けた者は、速やかに、その承認証を委員会事務局に返納しなければならない。

イ 3又は4の申請の際の提出書類の記載内容に事実と異なることが記載されていることが明らかになつた場合

ロ 法第百二十二条第四項において準用する法第百二十条第十一項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合

7 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和五年一月一日から令和七年三月三十一日までとする。

8 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

別表1

道府県名	漁業名
沖縄県	まぐろはえ縄漁業

別表2

道府県名	漁業名
北海道	まぐろ釣り漁業及びまぐろはえなわ漁業
青森県	まぐろはえなわ漁業

沿岸くろまぐろ漁業承認申請書

〇〇 年 月 日

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿

住所 :

氏名 :

沿岸くろまぐろ漁業について、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第七十一号に基づき、下表に記入のとおり承認を申請します。

都道府県		所属漁協・支所	
	現 行	変更（該当項目のみ記入）	
承認番号			
氏 名			
申請者住所			
使 用 す る 船 舶	船 名		
	漁船登録番号		
	船舶総トン数		
漁業の方法			
操業海域			
操業予定期間			
主な水揚げ市場 (又は漁協)			
備 考			

上記の漁船登録に関する記載事項について、漁船原簿の記載内容と相違がないことを確認した。

〇〇 年 月 日 確認者（職・氏名）：

※申請者全員の申請内容を明らかにする書類を添付することにより、複数の申請者が連名で申請することを可とする。

別記様式第二号

沿岸くろまぐろ漁業承認証	
承認番号	
住 所	
氏 名	
船 名	
漁船登録 番 号	
承認期間	○○ 年 月 日から ○○ 年 月 日まで
年 月 日	
日本海・九州西広域漁業調整委員会会長	

備考：用紙は、日本産業規格 A 6 とする。

廃業届

〇〇 年 月 日

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿

住所 :

氏名 :

下記の船舶は、沿岸くろまぐろ漁業に使用することを廃止します。

記

- 1 船名
- 2 漁船登録番号
- 3 船舶総トン数
- 4 承認番号

承認証再交付申請書

〇〇 年 月 日

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿

住所 :

氏名 :

下記の船舶に係る沿岸くろまぐろ漁業の承認証について、再交付を申請します。

記

- 1 船名
- 2 漁船登録番号
- 3 船舶総トン数
- 4 承認番号
- 5 再交付の原因

適格性に関する誓約書

〇〇 年 月 日

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿

住所 :

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 :

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

私は、次の①から③までのいずれにも該当しないことを誓約します。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- ② 法人であって、その役員又は使用人（操船又は漁ろうを指揮監督する者をいう。）の中に暴力団員等に該当する者があるもの
- ③ 暴力団員等がその事業活動を支配する者